

平成27年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成27年3月3日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	14番	小座野定信君
7番	田谷文子君	15番	矢口龍人君
8番	古橋智樹君	16番	藤井裕一君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪井透君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	会計管理者	高田忠君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	教育部長	飯田泰寛君
市民部長	板垣英明君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 施政方針演説
日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

- 日程第 5 議案第 4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 28 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 29 号 平成 27 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 30 号 平成 27 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 27 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 27 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 27 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 27 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 27 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 36 号 霞台厚生施設組合への加入について
- 日程第 9 議案第 37 号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 38 号 市道路線の廃止について
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 市道路線の認定について
- 議案第 41 号 市道路線の認定について
- 日程第 11 選挙第 8 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第 4 号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 議案第 9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について
- 議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 6 議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算
日程第8 議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について
日程第9 議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について
日程第10 議案第38号 市道路線の廃止について
議案第39号 市道路線の認定について
議案第40号 市道路線の認定について
議案第41号 市道路線の認定について
日程第11 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
-

開 会 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成27年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、4番 来栖丈治君、5番 川村成二君、6番 岡崎 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月24日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおきいただきます。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、2月13日、茨城県市議会議長会主催による平成26年度第2回議員研修会が土浦市を会場に開催され、川村成二君、来栖丈治君、設楽健夫君、宮嶋 謙君、櫻井繁行君、そして私の6名が参加してきましたので、代表して来栖丈治君から報告を願います。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

おはようございます。

茨城県市議会議長会の主催による第2回研修会がありましたので、その内容をご報告申し上げます。

藤井議長を初め、私ほか4名の議員は、去る2月13日、土浦市の日立建機株式会社土浦工場において、茨城県市議会議長会主催による平成26年度第2回議員研修会に出席をしましてまいりましたので、その概要をご報告申し上げます。

最初に、日立建機株式会社土浦工場の中型機の生産ラインの見学を行いました。土浦工場の主力である中型機の油圧ショベル生産ラインは流れ作業で進められ、各部門が連携して1台の製品をつくり上げることとなりますが、それぞれのチームが協力し、その日の生産目標を達成するために効率よく作業を進めていました。

見学の終了後、日立建機株式会社相談役で前会長、木川理二郎先生による講演がありました。講演の演題は「事業の拡大と人材のグローバル化」で、副題として「企業戦略と地域貢献」という内容でありました。

1970年に日立製作所から分離独立した当時の年間売り上げは300億円の規模から、現在は8000億円規模に拡大しているとのことでした。当初は輸出で事業を進めてきましたが、円高などにより、現地生産に変わるなどして、輸出から現地生産へと方向が変わってきたとのことでありました。国内ビジネス主体から海外事業の拡大、そして、今はグローバルに対応した事業展開になっているとのことでした。

人材教育では、階層別教育に力を入れて、特に中堅や若手の若い人に力を入れるということで、海外でも同様の取り組みを行っているとのことでした。グローバルに展開するためには必要なことであることから、力を入れているとのことでありました。

地域貢献としては、カンボジアでは豊かな大地という作業、中国では砂漠の緑化作業などを行っており、身近なことでは、かすみがうらマラソンへの協賛などがあるとのことをおっしゃっておられました。

以上で、茨城県市議会議長会平成26年度第2回議員研修会の報告といたします。

平成27年3月3日、派遣議員代表、来栖丈治。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 川村成二君。

[総務委員会委員長 川村成二君登壇]

○総務委員会委員長（川村成二君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成27年第1回臨時会におきまして、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目について、2月19日に調査を実施いたしました。

調査事件といたしましては、1、行政組織機構の見直しについて、ないし6、公共施設使用料等の見直しについてまでの6件を議題とし、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、協議の経過や内容につきましては、お手元に配付させていただきました総務委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第1回臨時会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年2月17日に委員会を開催いたしました。

委員会では、（1）の土浦協同病院移転新築工事への財政支援について、ないし（11）証明書のコンビニ交付サービスの概要について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会の会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

次に、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成27年第1回臨時会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年2月16日に委員会を開催いたしました。

委員会では、環境衛生及び公害に関する事項として、霞台厚生施設組合への加入について、観光の振興に関する事項として、かすみがうら市交流センターの設置及び管理について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を受理し、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、所管である文教厚生委員会へ付託いたしました。

たのでご報告をいたします。

また、請願第2号 介護保険料の値上げ中止を求める請願書を受理しておりますので、ご報告いたします。

その他、陳情等1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、平成26年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年11月から平成27年1月までの例月出納検査報告書の抜粋の写し、並びに同法199条第7項の規定による平成26年度財政援助団体等監査の結果に関する報告書の写しをお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんお願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（藤井裕一君）

日程第3、施政方針演説を行います。

発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

本日、平成27年かすみがうら市議会第1回の定例会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、平成27年度の予算を初め、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、4月に消費税の増税があったものの、株価も一昨年に引き続き上昇し、国内経済の回復への期待が一層高まり、12月に実施されました衆議院議員総選挙におきましては安倍政権の経済政策が争点とされましたが、結果的に大きな信任を得られたことで、アベノミクスの本来の目的でありますデフレ脱却に向けて着実に環境を整えた一年ではなかったかと思っております。

群馬県の「富岡製糸場」が世界文化遺産に登録され、また、「和紙」がユネスコの無形文化遺産に登録されるとともに、ノーベル物理学賞を日本人3人が同時受賞されるなど、世界に向けて日本文化の底力が示された一年であったと思っております。

しかし、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山が噴火し、死者数も雲仙・普賢岳の43人を超え、戦後最悪の57人となる自然災害が発生したことから、自然の驚異を目の当たりにし、十分な備えの重要性を改めて認識したところでございます。

世界経済に目を向けますと、アメリカの金融緩和縮小による影響や、中国、その他新興国経済の先行き、欧州の経済回復速度の鈍化など不安点はあるものの、アメリカ経済の底堅さやFRBの政策スタンスなどを背景に、経済の力強さを一層強めています。しかし、昨今の原油安などを注視し世界経済全体として見ると、需給がピークアウトした感もあり、依然として世界経済は予

断を許さないといったところではないかと思われます。

国内景気につきましては、3月までの駆け込み需要と4月以降の消費増税の反動減が予想以上に大きく、景気回復に冷や水を浴びせた格好となりましたが、そのことで結果的には再増税も1年半延期されることとなりました。現状で消費増税の負の影響は根強く、少なくとも平成27年度の前半はGDPの6割を占める消費が回復するかどうかといったぎりぎりのラインにいると思われ、こちらも予断を許さないといったところではないかと思うところであります。日銀の2%のインフレ・ターゲット政策が成功したとしても、アベノミクスが成功するには、それを上回る民間の賃上げがなければ成功しないと言われておりますから、賃上げに向け政府・経済界が一体となって今後取り組まれることと思います。

昨年6月に策定されました経済財政運営と改革の基本方針2014には、おおむね50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するとの目標が掲げられました。最も減少の少ないケースでも2060年には9600万人と1億人を割り込み、より起り得るとされる中位推計でも8670万人と、現在よりも4000万人ほど減少するとされています。本市におきましても、同研究所の推計では、2010年には人口が4万3553人であったものが、2040年には3万3095人まで減少するとの結果が出ております。

このような人口減少社会に対処するためには、まずそれに適応した社会・地域の仕組みをつくらなければなりません。そのためには、コンパクトな共助社会を再構築するとともに、長期的視点に立って、人口減少を小幅にとどめられるような方策を進めていくことが不可欠であります。さらに人口減少社会にあつては、行政を含めサービス業全体に言えることではありますが、最小限の人員で最大の効果を上げられるよう、これまで以上に生産性を上げることが不可欠であります。

私は、少ない人口で共助や公助を可能とする社会の仕組み、地域の仕組みを考案し、実践していかなければならないと考えております。その核となるものとして市民の力を活用していくことが重要であり、私の公約であります市民協働に向けた支援体制を整えることといたします。

このような中、国におきましては、まち・ひと・しごと創生本部を発足し、地方創生をキーワードに予算の重点配分がなされることが決定されており、さらには3兆円超の経済対策も決定されております。今後は、自治体のアイデア・知恵や工夫が試され、いよいよ自治体間競争が本格化していくのではないかと考えております。

総じていえばピンチをチャンスに変えていくことが、国で言うところの地方創生であり、私は、これこそ自治体主導の成長戦略であると考えます。アベノミクスに含まれるさまざまな経済成長促進策を地方でも進めるということでもあります。その実現のため、必要があれば、特区なども検討しなければならないと思うところです。とにもかくにも、かすみがうら市の持つ地域資源等の価値についてスピード感をもって見直し、競争力を持った地域産業と雇用を生み出すことがますます重要になっていると断言できます。

2015年は戦後70年の節目の年であります。安倍晋三首相は本年の年頭所感で、ことしを改革断行の1年にすると決意を表明されました。その際、上杉鷹山の言葉であります「為せば成る」を引用されました。1964年の東京オリンピックで日本女子バレーボールを金メダルに導いた大松博文監督が好んで用いた言葉と言われております。当時の日本がオリンピックを成功させ、日本経済の高度経済成長を実現したように、適切な政策をスピード感をもって実行し、改革を断行した

のであれば、経済は必ず成長を取り戻すことができるというメッセージだと思えます。

「為せば成る」が「為さねばならぬ何事も。為さぬは人の為さぬなりけり」と続くことを踏まえ、市民が愛着を持って住み続けたいと思えるまちづくりに向けまして、私は、これから策定される地方創生の総合戦略や総合計画に沿って、施策の推進に注力していくことといたします。

第1に、自然と調和した快適なまちづくりを目指してまいります。

全国的に少子高齢化が加速的に進展をしている中、国では、地域の活力を維持、強化していくためには、コンパクトなまちづくりと連携をして、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方のもと、まちづくりを進めていく必要があるとしております。

都市の中心部にさまざまな機能を集め、相乗的な経済の交流を活発化させることで中心市街地の活性化を図ること、そして周辺地域においても集約化した小さな拠点をつくり、これら中心部と拠点をネットワークで結ぶことがこれからの地域形成に求められているところです。

本市におきましては、引き続き土浦市と連携し、J R神立駅を中心とした都市的機能の充実化・活性化を図るため、駅の橋上化を初めとした神立駅周辺整備事業や街路整備事業を進めてまいります。

また、平成28年3月には土浦協同病院がおおつ野地区へと移転することが予定されています。このことは本市民にとっても大きく影響を受けることから、ネットワークのさらなる充実を図っていくために、平成25年度に国から認定を受けた地域再生計画に基づき、土浦市おおつ野地区へのアクセス道路整備を引き続き進めてまいります。

ネットワークの強化を図っていくために、こうしたハード整備とあわせて、公共交通を充実させることも必要と考えております。昨年改正となりました地域公共交通活性化・再生法に基づき、市地域公共交通会議を通じて計画を策定し、交通弱者のために市内公共交通網の見直しを行い、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図ってまいります。

市内では震災による影響は改善しているものの、災害は地震だけではなく、近年、大雪や大型台風、そしてゲリラ豪雨による災害が頻繁に発生をしています。I P C Cにおける報告書では、地球温暖化の進行に伴って、今世紀末までに我が国を含む中緯度の陸地のほとんどで、極端な降水がより強く頻繁になる可能性が非常に高いと予測をされています。

こうした中、本市では、引き続き自主防災組織の結成促進など、地域に密着した防災の強化に取り組むとともに、防災訓練においては、地震・火災だけではなく、水害なども含めた新たなメニューの検討もしてまいります。

また、快適で衛生的な生活環境を確保するため、平成27年度は下水道の接続に対する助成制度を拡充し、水洗化普及をしてまいります。

我が国では、近年、ごみの総排出量は微減しているものの、まだ世界の先進国に比べてごみの排出量は突出しております。本市におきましては、ごみの減量化、分別によるリサイクル化を推進していくとともに、広域連携による一般廃棄物処理に取り組んでまいります。

また、市内防犯灯の全てにL E D化を進め、効果的な防犯環境の整備向上に努めてまいります。

消防行政につきましては、地域防災のかなめであります消防団の災害活動における情報通信機能を適切に維持・確保するため、消防団無線のデジタル化整備に取り組んでまいります。

第2に、健やか・安心・思いやりのまちづくりを目指してまいります。

社会保障制度につきましては、持続可能な制度の構築が喫緊の課題となっており、2012年8月に取りまとめられました社会保障制度改革国民会議報告書に基づき、2015年以降、抜本的な社会保障制度改革が実施されることとなっております。

本市におきましては、今日の高齢社会の急速な進展、人口減少、それに起因する社会保障費の増加など直面するさまざまな問題に真摯に向き合い、市民誰もが心身ともに健やかで安心した生活が送れるよう、子育て・福祉・介護サービスなどの充実に努めてまいります。

保健・医療につきましては、任意予防接種として、引き続き65歳以上の方を対象にした高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部を助成してまいります。

また、市民の保健福祉の増進、安心・安全な市民生活を確保するため、2016年3月開院を目指して土浦市おおつ野への移転新築工事を行っております土浦協同病院に対しまして、平成27年度に限り、移転新築建設事業に係る費用の一部について財政支援してまいります。

国民健康保険につきましては、医療給付費が年々増加していますことから、医療費の適正化を図るため、被保険者医療費通知のほか、ジェネリック医薬品の利用促進につきまして努めてまいります。

市民の皆さんの健康づくりを推進するため、保健福祉部に健康づくり推進担当を設置し、市民が安心して日常生活が送れるよう各種健康教室、健康相談を実施してまいります。また、地域包括支援センターの職員配置基準を定め、これまで以上に地域の高齢者等に対するきめ細かな対応と支援が提供できるよう、体制の強化を図ってまいります。

介護保険につきましては、かすみがうらいきいき長寿プラン、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく施策を初め、生活支援・介護予防サービスを継続的に提供し、地域で支え合うための地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。

子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が必要です。このため、安心して妊娠や出産、子育てのしやすい環境づくりに力を注ぐとともに、引き続き、少子化対策として不妊治療費助成事業を拡充しながら実施をしてまいります。

児童福祉につきましては、平成27年度から平成31年度を計画期間といたします子ども・子育て支援事業計画に基づき、施策の展開を着実に進めてまいります。

第3に、豊かな学びと創造のまちづくりを目指してまいります。

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく、子ども・子育て関連3法が平成27年4月より本格施行となります。地域の実情に応じた幼児教育の充実を目的とし、質・量の拡充を図るため、受け入れ体制の拡充による待機児童の解消、さらに放課後児童クラブにつきましては、小学6年生までの受け入れに向けた体制の整備をしてまいります。

我が国においては、子どもたちの学力は、国際的に見て成績は上位にあるとされる一方、判断力、表現力に乏しく、また、学習習慣が十分に身につけていないということも指摘をされております。さらに、学力とあわせて、自然体験・生活体験など経験が不足していることも言われており、人やものとかかわる力が低下しているとも言われております。

これからの社会に対応していくためには、子どもたちに生きる力と確かな学力が求められております。地域の宝である子どもたちが未来に向かってみずから進んでいく力を育むために、行政と関係機関が一体となり取り組む必要があります。

平成25年3月に策定をしたかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画に基づき、平成26年度より霞ヶ浦中学校が開校となりました。生徒が充実した環境のもと学校生活を送っていただくために、本年度も引き続き体育館や校舎の改修等、環境整備を実施してまいります。下稲吉中学校におきましては、屋内運動場の非構造部材対策工事などを実施してまいります。

また、平成28年度は霞ヶ浦地区小学校統合も予定しておりますことから、小学校統合後において児童がスムーズに学校生活を送れるよう、昨年に引き続き事前交流事業を実施してまいりますとともに、美並小学校校舎の増築、旧北中学校の改修を進めるとともに、あわせて統合後の放課後児童クラブの施設整備についても計画的に進めてまいります。さらに、その他の小学校の耐震補強工事を実施することで、市内全ての学校の耐震性を確保してまいります。

また、国では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることとしております。本市におきましては、法の改正に基づき新たな大綱の策定を進め、教育行政制度の改革を実施してまいります。

地域住民の交流の場として重要な役割となっている公民館につきましては、地域の自主性・独自性を尊重した特色ある事業の展開が図れるよう、新しい地区公民館組織とその活動の構築に向けた取り組みを進めてまいります。

また、放課後や土曜日の学校の余裕教室等を活用し、学校、家庭、地域の連携協力による学習支援やスポーツ、文化、体験活動などの機会の提供を行い、地域の子どもたちは地域で育てるという考え方にに基づき、子どもたちの居場所づくりを推進してまいります。

帆引き船の発祥の地であります本市においては、この独創的な漁法を保存継承し、広く後世に伝えていくために、引き続き関係団体と連携し、地域の魅力向上につなげてまいります。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりを目指してまいります。

本市の魅力ある地域資源の統一的なブランド戦略として推進してまいりました湖山の宝事業は、丸7年が経過し、その推奨品は19品目になりました。これもひとえに市民の皆様のご支援とご協力のたまものであると、深く感謝を申し上げます。引き続き湖山の宝プロジェクトを推進し、新しい湖山の宝の発掘に取り組んでまいりますとともに、全国に情報を発信してまいります。

本市の基幹産業であります農業の発展を目指すため、引き続き、新たに農業経営を営もうとする新規就農者への支援策であります青年就農給付金事業を進めてまいりますとともに、耕作放棄地解消に向けました取り組みを行ってまいります。

農作物に対するイノシシなどの有害鳥獣による被害を防ぐため、イノシシ捕獲奨励金やわな免許取得に向けた補助金交付等により、農作物への被害を最小限に食いとめるよう努めてまいります。

ワカサギに代表される霞ヶ浦における水産業の振興につきましては、ワカサギふ化の放流や水産加工特産品キャンペーンに係る事業を引き続き支援してまいります。

商工振興につきましては、地域の雇用を確保するため、トップセールスによる企業誘致活動に積極的に取り組み、企業立地の推進を図ってまいります。また、住宅リフォーム資金助成事業につきましても継続して実施してまいります。

消費者行政につきましては、国・県・関係機関と協力いたしまして相談体制の一層の充実を図るとともに、市民の安心・安全な消費生活を実現するため、これからも継続的に取り組んでまいります。

霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎公園とその周辺を会場に開催しております自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロは、多くのマスメディアにも取り上げられ、サイクリングのメッカとしての当地域の魅力を全国に発信してまいりますとともに、4回目を迎えます平成27年度におきましては、これまで以上にイベント内容の充実や運営体制の強化を図ってまいります。さらに、新たなサイクリングの魅力づくりにも取り組んでまいります。

また、郷土資料館の敷地内に、文化財に指定されております帆引き船の保存・展示をする施設を整備してまいります。

霞ヶ浦や筑波山に代表される広域的な観光ネットワークの中で本市の優位性を生かすために、漫遊いばらき観光キャンペーンや日本自動車連盟などと連携した観光PR事業を引き続き展開してまいります。

また、土浦市、つくば市、笠間市、桜川市、石岡市、筑波大などの関係機関とも連携をし、筑波山地域ジオパーク構想を推進してまいります。

第5に、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを目指してまいります。

市民と行政の協働はますます重要になっております。このため、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえるとともに、社会の変化に対応する魅力的で個性豊かなまちづくりをより一層進めてまいります。

コミュニティづくりにつきましては、行政区にとって最も身近なコミュニティ活動の拠点となっております地域集会施設の老朽化に伴う改修整備を引き続き支援をしてまいります。

協働のまちづくりにつきましては、市民みずからが創意と工夫にあふれた自主的・主体的なまちづくり活動を推進する主役となり、その活動に積極的にかかわれるよう、引き続き、民間都市開発推進機構からの拠出金、既存のかすみがうら市地域づくり基金の一部を活用したまちづくりファンド助成事業により支援をしてまいります。

男女共同参画社会の構築につきましては、平成25年度から平成29年度までを計画期間といたします第2次男女共同参画計画に基づき、市民や各種団体と連携をし、その社会の実現に向けた施策を引き続き推進していくとともに、男女共同参画についての正しい知識と理解を深めるため、小学校での出前授業や講演会を開催し、地域における意識啓発に努めてまいります。

広報・広聴活動につきましては、毎月20日に発行しております広報誌のほかに、市政への一層の理解と協力を得るため、市政情報や、まちの話題、イベント情報など市民にいち早くお知らせする情報を掲載します、広報かすみがうらお知らせ版を5月から毎月5日に発行してまいりますとともに、これまでの広報誌の紙面を全面的に見直しをします。また、市ホームページの内容を大幅に見直し、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを導入するなど、市民の皆様を初め、国内外の多くの方々に積極的に情報を発信してまいります。

行財政運営につきましては、第1次総合計画の進行管理や事務事業評価を通して、職員一人一人が、最小の経費で最大の効果を上げるという生産性の向上に積極的に取り組み、常にPDCAサイクルを意識しながら、スピード感をもって対応してまいります。

まち・ひと・しごと創生に関しましては、人口減少抑制や東京一極集中の是正に向けた地方創生の基本理念、総合戦略を策定することなどを定め、まち・ひと・しごと創生法が制定され、昨年12月27日に国の長期ビジョン及び総合戦略が閣議決定をされました。これを受けまして、国と茨城県が策定しました人口ビジョン及び総合戦略を勘案して、本市における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、平成27年度中に本市が取り組むべき課題を整理し、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向、6次産業化による地域の雇用の創出といった具体的な施策をまとめた総合戦略を策定し、公表してまいります。

本市の総合戦略の策定及び推進に当たりましては、幅広い年齢層の市民を初め、産業界、国等の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の方々からの貴重なご意見やご提言を本市の総合戦略に反映させ、市議会のご理解を得てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、厳しい財政運営のもと、これまで指定管理者制度の導入や民間委託、補助金の適正化などに取り組んでいるところでありますが、行財政改革を推し進め、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努め、市民サービスへの支障が生じないように組織機構の見直しを進めてまいります。

公共施設につきましては、平成26年度中に策定する公共施設等マネジメント計画の基本方針に基づき、適正配置などの具体的な方向性の整理を進めてまいります。この中で、道路、橋梁、上下水道などインフラ施設の維持・整備についても、計画的な管理運営を目指してまいります。

さらに、地方分権改革を踏まえ、県からの権限移譲の推進を図るとともに、本市が将来にわたって持続的な発展に向けて、経済はもちろん、教育や福祉の分野においても、他の自治体に負けない高い自治能力を備え、本市にふさわしい都市構築の検討を進めてまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成27年度の予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は180億で、前年度比で16億6251万6000円、10.2%の増となっております。

歳入については、市税において、主に高齢化による給与所得者の減少による市民税への影響、法人税率の改正や固定資産税の評価替えによる減価分を見込まざるを得ず、登録台数の増加を見込んだ軽自動車税の伸びを考慮しても、市税全体で6222万1000円、1.2%の減としております。また、地方消費税交付金が1億6000万円の増となるものの、総じて見れば非常に厳しい財政状況が続いております。

このため、引き続き歳出の見直しに取り組みながら、合併特例債及び緊急防災・減災事業債の財政措置のある市債を活用し、財源の確保に努めてまいります。

特別会計につきましては、5会計合わせまして111億8900万5000円で、前年度比較で8億5538万5000円、8.3%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせまして総額291億8900万5000円となり、前年度比較で25億1790万1000円、9.4%の増となっております。

企業会計であります水道事業会計につきましては、収益的収支では、平成26年度予算と比較して、収入は410万2000円、0.4%の減、支出は1億769万1000円、9.4%の減となります。資本的収支では、収入は1億9860万円、54.7%の減、支出額は2億1845万6000円、32%の減となっていま

す。

以上、平成27年度の行政運営の基本的な考え方を申し上げました。

議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、新年度の施政方針といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第4日目の3月6日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（藤井裕一君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、市長より報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本件は、民有地内の立木の誤伐採による損害賠償の額の決定及び和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、報告第1号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第 4 号ないし議案第 2 2 号

○議長（藤井裕一君）

日程第5、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてないし議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間

その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定についてまでの19件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第4号から議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定及び議案第5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、それぞれ新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定、及び議案第7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定につきましては、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、それぞれ新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、歩崎公園内に観光交流施設を設置するため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定につきましては、基本理念を定め、いじめの防止等の対策に取り組むため、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援新制度の関係法律が施行されることに伴い、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、より効率的・効果的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに加え、同日付でかすみがうら市いじめ防止等に関する条例が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を

改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに加え、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、かすみがうら市宅地開発指導要綱の廃止に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、あじさい館の空きスペースを部屋として貸し出すため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各統合小学校の名称候補決定により、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第22号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、本条例を廃止するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第4号 かすみがうら市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案の趣旨を説明いたします。

本案は、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもので、該当については、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、教育委員会が規則で定める場合としております。

施行は平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が平成27年6月24日であることから、経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第5号 かすみがうら市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の制定について説明をいたします。

本案は、法律改正に伴い、教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件について、一般職の例

によるものとするため、制定するものでございます。

施行は平成27年4月1日ですが、こちらも経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第12号 かすみがうら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律に基づき、国民の権利利益の保護の充実のための手続の整備といたしまして、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め、処分等の求めなどを導入するものでございます。

施行は平成27年4月1日でございます。

続いて、議案第13号 かすみがうら市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、法律の改正に伴い、教育長が特別職の職員で常勤のものとなるため、一般職に属するものから削除をするものでございます。

施行は平成27年4月1日としております。

続いて、議案第14号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、法律の改正に伴い、給与及び旅費について、教育長が特別職の職員で常勤のものとなりますため、本条例に追加をするとともに、教育委員会委員長が廃止をされるため、同委員長を削除するものでございます。

また、かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定に伴い、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ事案再調査委員会委員を追加するとともに、地域包括支援センター運営協議会委員を追加し、保健センター運営協議会委員を変更するものでございます。

施行は平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が平成27年6月24日であることから、経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第15号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止して、教育長の給与及び旅費について本条例に追加をするものでございます。

また、人事院勧告に伴い、期末手当の支給割合を改定するもので、平成27年度の支給割合を、合計は100分の310で前年度と変更ありませんが、6月期を100分の140から100分の147.5に、12月期を100分の170から100分の162.5に変更するものでございます。対象者は市長、副市長、教育長で、市議会議員についても準用をされます。

施行は平成27年4月1日ですが、現教育長の任期が平成27年6月24日であることから、経過措置を設けることとしております。

続いて、議案第16号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

本案は、平成27年度以降の職員の給料表、単身赴任手当、管理職特別勤務手当及び勤勉手当について、国に準拠した制度とするため、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、給料表の改定による平均2%の引き下げ、単身赴任手当の引き上げ、管理

職特別勤務手当の追加とあわせまして勤勉手当の支給割合を変更するものでございます。勤勉手当につきましては、年間割合に変更はありませんが、6月期を100分の67.5から100分の75に、12月期を100分の82.5から100分の75に変更するものでございます。

施行は平成27年4月1日ですが、単身赴任手当については経過措置を設けております。また、給料表の改定による引き下げに対する3年間の現給保障と、55歳超え職員の俸給等の1.5%減額支給措置を廃止するものでもございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、議案第6号 かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての趣旨を説明いたします。

介護保険法の一部が改正され、これまで国の基準において定められていた基準等の規定について、市の条例で定めることとされたため、新たに本条例を定めるものであります。

内容としましては、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件や事業の人員、運営など介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などでございます。

なお、施行については、平成27年4月1日となります。よろしくお願いいたします。

次いで、議案第7号 かすみがうら市地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の制定についての趣旨を説明いたします。

介護保険法の改正に伴い、厚生労働省令で定める基準に従い、新たに本条例を定めるものでございます。

内容としましては、地域包括支援センターの包括的支援事業実施のため、職員に係る基準や当該職員の員数などでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。

次いで、議案第10号 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての趣旨を説明いたします。

子ども・子育て支援制度の関係法律が施行されることに伴いまして、関係条例の一部改正と廃止をするため、本条例を定めるものでございます。

内容としましては、保育所設置条例及び放課後児童クラブ条例の一部改正と保育の実施に関する条例の廃止をするためのものでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。

次いで、議案第19号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨をご説明いたします。

介護保険法の改正に伴い、政令及び省令で定める基準に従い、介護保険条例の一部を改正するため、本条例を定めるものであります。

主な内容としまして、平成27年度から29年度までの保険料率として新たな階層を加えた各階層の所得基準と、保険料の額及び介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置期間を設けるものでございます。

施行につきましては、平成27年4月1日となっております。

以上、議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第8号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についての趣旨説明をいたします。

観光交流施設として、市民及び観光客の交流促進と、農林水産物の地場産品の消費拡大を図り、地域の振興に資するため、当センターを設置するものでございます。

内容につきましては、名称及び位置、施設の内容、事業の内容、使用料等でございます。

施行年月日は、平成27年4月1日となります。よろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

議案第9号 かすみがうら市いじめ防止等に関する条例の制定について、議案の趣旨をご説明いたします。

本条例は、平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえまして、いじめの防止等に係る基本的な方針を定め、本市、学校及び保護者の責務並びに地域及び児童生徒の役割を明らかにし、児童生徒が安心して生活する環境をつくることを目的として、新たに制定するものでございます。

主な内容としましては、市教育委員会及び学校等が実施する取り組みとしまして、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、市いじめ防止基本方針を策定すること、関係機関、関係団体との連携を図るため、市いじめ問題等対策連絡協議会を設置すること、さらに、いじめ防止等のための対策を実効的に行うよう、調査研究及び対策の審議等を行うための市いじめ問題等対策委員会を設置すること等を規定しております。また、重大事態の発生に対応するため、いじめ事案の調査委員会の組織について規定し、その調査結果によっては、市長が命ずる市いじめ事案再調査委員会において再調査を行うとしております。

なお、施行期日は、平成27年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第18号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の趣旨をご説明いたします。

あじさい館内にありますトレーニング室の移動や民間で運営していた食堂の撤退によって発生した、空きスペースを活用するための貸し出し規定を整備するものでございます。

施行期日は、周知期間を設け、平成27年7月1日としております。

続きまして、議案第20号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の趣旨をご説明いたします。

平成28年4月1日をもって統合する下大津・美並・牛渡・宍倉小学校をかすみがうら市立霞ヶ浦南小学校に、同じく統合する佐賀・安飾・志士庫小学校をかすみがうら市立霞ヶ浦北小学校にそれぞれ名称を定めるものでございます。

統合小学校の名称につきましては、統合委員会においてアンケートを実施し、それぞれ名称候補1点を選考した結果、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校と決定されました。以上のことから、改正条例の制定をお願いするものでございます。

なお、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご説明いたします。

○議長（藤井裕一君）

次に、市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

説明をいたします。

議案第11号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政サービスの向上と効率化を図るため、現在の土木部下水道課と水道事務所水道課を統合し、新たに上下水道部を設置いたします。また、国や県の統計調査に関する事務を現在総務部で行っておりますが、市長公室に移管をするものでございます。

施行年月日は、平成27年4月1日とするものです。

続きまして、議案第17号 かすみがうら市宅地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市計画法の規定に基づく開発許可及び建築の許可等に関する事務の権限移譲を受けることになってございます。かすみがうら市宅地開発要綱を廃止することから、当要綱に規定する事業者からの開発寄附金につきまして、これまで基金に積み立てを行っておりましたが、要綱廃止により、その規定を削除をするものでございます。

施行年月日は、平成27年4月1日といたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第21号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について趣旨をご説明いたします。

今回の改正につきましては、近隣市と消防団員の報酬、費用弁償等の調整を図るものでございます。

この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第4号ないし第22号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 23号ないし議案第 28号

○議長（藤井裕一君）

日程第6、議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）までの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第23号から議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5576万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億7686万9000円とするものです。

次に、議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2116万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億565万8000円とするものです。

次に、議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ174万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5842万円とするものです。

次に、議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3783万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5470万9000円とするものです。

次に、議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ388万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2472万2000円とするものです。

次に、議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ346万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6920万2000円とするものです。

以上、提案の理由を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第23号から28号までのご説明をいたします。

議案第23号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額から5576万6000円を減額し、175億7686万9000円とするものです。

補正の内容についてですが、一般会計の各種事業について、それぞれの事業費が確定したことに伴い、減額となる事業が大半でございます。

その中で増額分を説明いたしますと、総務費では、基金運用事業といたしまして、公債費の償還額返還の財源として、減債基金を初めとする基金の積み増しを行うものでございます。民生費では、生活保護扶助費の医療費扶助費が不足となったために増額をするものです。

続きまして、議案第24号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に2116万1000円を追加し、53億565万8000円とするものです。

補正の内容につきましては、保険給付費を初めとする後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金など実績見込みにより予算を計上したものでございます。

続きまして、議案第25号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に174万9000円を追加し、6億5842万円とするものです。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金を予算計上したものです。

議案第26号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から3783万円を減額し、10億5470万9000円とするものです。

補正の内容ですが、下水道事業の事業費が確定したことにより減額をする内容でございます。

続きまして、議案第27号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から388万2000円を減額し、4億2472万2000円とするものです。

補正の内容ですが、農業集落排水事業の事業費が確定したことにより減額をするものでございます。

続きまして、議案第28号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に346万1000円を追加し、31億6920万2000円とするものです。

補正の内容ですが、平成27年度から始まる第6期介護保険事業のシステム改修等に係る予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第23号ないし第28号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 29号ないし議案第 35号

○議長（藤井裕一君）

日程第7、議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算ないし議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第29号から議案第35号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第29号 かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ180億円で、前年度比16億6251万6000円、10.2%の増となっております。

次に、議案第30号 かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ57億6935万1000円で、前年度対比7億175万1000円、13.8%の増となっております。

次に、議案第31号 かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ6億4685万2000円で、前年度対比923万2000円、1.4%の増となっております。

次に、議案第32号 かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億2313万2000円で、前年度対比3773万2000円、3.5%の増となっております。

次に、議案第33号 かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億3639万1000円で、前年度対比1299万1000円、3.1%の増となっております。

次に、議案第34号 かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ32億1327万9000円で、前年度対比9367万9000円、3.0%の増となっております。

次に、議案第35号 かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支における収入が9億9130万3000円、支出が10億3548万8000円、資本的収支における収入が1億6450万1000円、支出が4億6450万6000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5000万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたします。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、順次、議案の趣旨説明を求めます。

議案第29号ないし第34号の説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、議案第29号から議案第34号までの説明をさせていただきます。

議案第29号 平成27年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、180億円ちょうどの計上でございます。前年度比較で16億6251万6000円、10.2%の増となっております。

まず、歳入からご説明を申し上げますと、市税につきましては52億5324万1000円の計上で、前年度と比較をいたしまして1.2%の減となっております。その要因といたしましては、団塊世代の離職等により市民税の減収や固定資産税の評価替え等によるものでございます。地方譲与税から地方特例交付金につきましては、国が策定をいたしました税収の見通し、交付実績により、それぞれ計上をしたものでございます。国庫支出金につきましては、小中学校統合環境整備や神立停車場線整備に要する経費などが増加し、前年度と比較をいたしまして4億1224万7000円、19.0%の増となっております。地方債につきましては、神立停車場線整備、学校統合施設整備、下稲吉小学校施設整備事業などへの合併特例債を活用、また、消防団デジタル無線配備への緊急防災・減災事業債とあわせ、臨時財政対策債の発行などにより、前年度と比較をいたしまして7億4240万円、36.0%の増となっております。基金からの繰入金は、土浦協同病院建設支援事業補助金などにより充当するものとし、3億5774万4000円、63.0%の増となっております。

続いて、歳出についてご説明をいたします。

1 款議会費では1億4424万2000円の計上で、9.1%の増となっております。

2 款総務費につきましては17億9813万円の計上で、13.1%の減となっております。その要因といたしましては、平成27年度につきましては選挙執行がないことにより選挙費用などの減、あるいは合併特例債を活用した地域振興基金への積立金の減少などによるものでございます。また、新規事業といたしまして、交通安全対策事業として市内に設置をされております防犯灯の電灯LED化や、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書発行を行うための予算を計上してございます。

3 款民生費では58億5674万6000円の計上で、前年度とほぼ同額になってございます。主な内容といたしましては、昨年に引き続き、国の経済対策によります臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金のほかに、子ども・子育て支援制度に基づく認定こども園事業や家庭的保育事業、放課後児童クラブなどの予算を計上してございます。

4 款衛生費では13億5733万7000円の計上で、37.3%の増になってございます。主な内容といたしましては、土浦協同病院のおおつ野地区への移転に伴う財政支援、法定・任意の予防接種事業、一般廃棄物処理事業などの予算を計上してございます。

5 款労働費では2320万3000円の計上で、4.9%の減となっております。その要因といたしましては、人件費などの減少によるものです。

6 款農林水産業費は6億3807万3000円の計上で、14.3%の増となっております。主な内容といたしましては、加茂地区にありますゲート設置工事、農地維持・資源向上対策事業などの予算を計上してございます。

7款商工費では2億3020万1000円の計上で、41.9%の減となっております。その要因としては、帆引き船造船、交流施設工事などの完了によるものです。主な内容といたしましては、商工振興対策事業費補助金、活性化センターの増築工事、観光サイクリング事業などの予算を計上してございます。

8款土木費では23億2884万7000円の計上で、20.1%の増となっております。主な内容といたしましては、道整備交付金事業を活用した幹線道路の整備、神立駅周辺整備事業、神立停車場線整備などの予算を計上しております。

9款消防費では9億6065万円の計上で、11.4%の減となっております。その要因といたしましては、千代田地区防災無線の整備が完了したことによるものです。主な内容といたしましては、消防本部西消防署の庁舎の耐震改修補強工事、消防団へのデジタル無線整備などの予算を計上しております。

10款教育費では27億9474万1000円の計上で、90.6%の大幅な増になってございます。これは、霞ヶ浦地区の小中学校統合施設整備のほか、下稲吉小学校の施設整備、帆引き船の展示施設新築工事などの経費によるものでございます。

12款公債費につきましては18億3752万8000円の計上で、2.8%の増となっております。特例債等の償還額によるものでございます。

続きまして、議案第30号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、57億6935万1000円の計上で、前年度比較で7億175万1000円、13.8%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費や共同事業拠出金などの予算を計上しております。

議案第31号 平成27年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、6億4685万2000円の計上で、前年度比較で923万2000円、1.4%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への保険料の納付金などの予算を計上しております。

続きまして、議案第32号 平成27年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、11億2313万2000円の計上で、前年度比較で3773万2000円、3.5%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、公共下水道の中継ポンプや管渠等の維持管理経費などの予算を計上しております。

議案第33号 平成27年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、4億3639万1000円の計上で、前年度比較1299万1000円、3.1%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、処理施設の維持管理経費などの予算を計上してございます。

続きまして、議案第34号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、32億1327万9000円の計上で、前年度比較で9367万9000円、3.0%の増となっております。

歳出の主な内容につきましては、第6期介護保険事業を推進するに当たり、保険給付事業や地域支援事業等の各種事業に係る予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第35号の説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第35号 平成27年度かすみがうら市水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案につきましては、平成27年度の水道事業業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出などの事業量をそれぞれ定めるものでございます。

予算第3条、収益的収入及び支出につきましては、収入を前年度比0.4%減、金額で410万2000円減の10億9130万3000円とし、支出を対前年度比9.4%減、金額にいたしまして1億769万1000円減の10億3548万8000円とするものです。

また、予算第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入を対前年度比54.7%減、金額で1億9860万円減の1億6450万1000円とし、支出を対前年度比32.0%減、金額で2億1845万6000円減の4億6450万6000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第29号ないし第35号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

ここで、お諮りをいたします。

ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、このまま進み、日程第8に入ってもよろしいでしょうか。お諮りいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

それでは、続けて日程第8から入ります。

日程第 8 議案第36号 霞台厚生施設組合への加入について

○議長（藤井裕一君）

日程第8、議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第36号 霞台厚生施設組合への加入につきましてご説明を申し上げます。

本案は、霞台厚生施設組合に加入するため、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第36号 霞台厚生施設組合への加入についてご説明いたします。

ごみ処理広域化に係る計画の策定及び調整並びに当該計画に基づく一般廃棄物処理施設の建設及びこれに附帯する事務を石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の3市1町において共同処理するため、地方自治法の規定に従い、平成27年4月1日から、霞台厚生施設組合の規約により、当組合に加入することについての議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第36号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について

○議長（藤井裕一君）

日程第9、議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結につきましてご説明を申し上げます。

本案は、美並小学校プール改築工事請負契約を締結することにつきまして、議会の議決をお願いするものです。

詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第37号 美並小学校プール改築工事請負契約の締結について、提案の要旨を説明いたします。

本案は、美並小学校プール改築工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事名称は美並小学校プール改築工事で、工事場所はかすみがうら市深谷地内となっております。契約の方法は一般競争入札による契約で、契約金額は3億6288万円。契約の相手方はエム・テック・成島電気工業特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市、株式会社エム・テック水戸支店、構成員はかすみがうら市宍倉、成島電気工業株式会社となっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第37号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 議案第38号ないし議案第41号

○議長（藤井裕一君）

日程第10、議案第38号 市道路線の廃止についてないし議案第41号 市道路線の認定についてまでの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第38号から議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第38号 市道路線の廃止につきましては、市道路線の用途を廃止するため、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第39号から議案第41号までの市道路線の認定につきましては、3路線を市道として認定するに当たり、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案の趣旨説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第38号 市道路線の廃止について趣旨をご説明いたします。

本案は、中志筑地内に位置する市道8-2516号線、総延長47メートル、最小幅員0.6メートル、最大幅員1.4メートルにつきまして、申請者所有地と一体化し農地として利用したいとの用途廃止事前協議申請書が提出をされてございます。

現地調査の結果、申請路線は未供用路線で、終点が行きどまり、申請者の私有地に接続し、地元行政区長、隣接地権者の同意も得てございます。

よって、市道路線を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第39号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、上志筑地内に位置し、茨城県県南農林事務所が農村空間整備事業東筑波地区農道4号線として整備した路線でございます。延長945メートル、最小幅員6.0メートルで、片側に雨水排水側溝を設置しており、県が所有してございます土地改良財産拡幅用地でございますが、本市への譲与に係る登記事務が完了いたしましたことに伴い、市道8-2909号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第40号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、稲吉東三丁目地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造された道路でございます。延長110メートル、幅員は6.0メートルから12.6メートル、両側に雨水排水側溝を設置しており、浸透アスファルト舗装で施工されてございます。

よって、市道8-2910号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第41号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、下稲吉向原地区に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造された道路でございます。延長139メートル、最小幅員は6.0メートル、最大幅員10.2メートル、両側に雨水排水側溝を設置しており、浸透アスファルト舗装で施工され、市道8-2911号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第38号ないし第41号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の3月6日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第11 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

○議長（藤井裕一君）

日程第11、選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することと決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に小松崎 誠君を指名いたします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議長が指名した小松崎 誠君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、小松崎 誠君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま当選されました小松崎 誠君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日3月4日、定刻より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時08分